

第2章 分限・懲戒

○海部地区水防事務組合職員の分限に関する手続 及び効果に関する条例

昭和48年6月6日
条例第8号

改正 平成8年11月29日条例第4号
平成22年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続及び効果)

第2条 職員の降任、免職及び休職の手続及び効果については、愛西市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年愛西市条例第28号）の例によるものとする。

(その他)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(平成8年11月29日条例第4号)

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

附 則(平成22年2月15日条例第1号)

この条例は、平成22年3月22日から施行する。